

# 住宅省エネラベル適合性評価業務約款

## 1. 趣旨

住宅省エネラベル適合性評価申請者（以下「甲」という。）及びハウスプラス確認検査株式会社（以下「乙」という。）は、エネルギーの使用合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号。以下「法」という。）同法施行令、同法施行規則ならびにこれに基づく命令及び条例を遵守し、この約款及びハウスプラス確認検査株式会社住宅省エネラベル適合性評価業務規程（以下「業務規程」という。）に定められた事項を内容とする契約（以下「本契約」という。）を履行する。

## 2. 甲の責務

- (1) 甲は、業務規程に従い申請書並びに評価業務に必要な図書（以下「申請図書」という。）を乙に提出しなければならない。
- (2) 甲は、乙が請求した場合は、乙の評価業務の遂行に必要な範囲内において、引受承諾書に定められた業務の評価対象住宅（以下「対象住宅」という。）の計画、施工方法その他必要な情報の追加書類を遅滞なくかつ正確に乙に提供しなければならない。
- (3) 甲は、申請図書の内容を変更する場合、または、乙が申請図書の誤り等を指摘した場合は、速やかに申請図書の修正又はその他の必要な措置をとらなければならない。
- (4) 甲は、業務規程に基づき算定され、乙が発行する請求書に記載された額の評価業務手数料を、第 4 条に定める支払期日までに支払わなければならない。

## 3. 乙の責務

- (1) 乙は、関連法令によるほか業務規程に従い、公正、中立の立場で厳正かつ適正に、評価業務を行わなければならない。
- (2) 乙は、甲から乙の業務の方法について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

## 4. 評価業務手数料の支払い期日

- (1) 甲の支払期日は、乙が発行する請求書に記載された期日とする。
- (2) 甲が、第 1 項の支払期日までに当該評価業務手数料の全額を支払わない場合には、乙は、適合証を交付しない。この場合において、乙が当該適合証を交付しないことによって甲に生じた損害については、乙はその賠償の責めに任じないものとする。

## 5. 評価業務手数料の支払い方法

(1) 甲は、業務規程に基づく評価業務手数料を、前条の支払期日までに、乙の指定する銀行口座等に振込等の方法で支払うものとする。また振込等に要する費用は甲の負担とする。

## 6. 評価業務手数料の返還

乙が収納した評価業務手数料については、乙の責に帰すべき事由により評価業務が実施できなかった場合を除き返還しない。

## 7. 甲の解除権

次の各号のいずれかに該当するときは、甲は乙に書面をもって通知して本契約を解除することができる。

(1) 乙が、正当な理由なく、評価業務を完了せず、又その見込みのない場合

(2) 乙が本契約に違反したことに付き、甲が相当期間を定めて催告してもなお是正されない場合

2 前項に規定する場合のほか、甲は、乙の業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって申請を取り下げの旨を通知することにより、本契約を解除することができる。

3 第1項に基づく契約解除の場合、甲が評価業務手数料を既に支払っているときは、これの返還を乙に請求することができる。また、甲は、この契約解除によって生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。

4 第1項に基づく契約解除の場合、甲は、損害を受けているときは、その賠償を乙に請求することができる。

5 第2項に基づく契約解除（申請の取下げ）の場合、乙は評価業務手数料が既に支払われているときにはこれを甲に返還せず、まだ当該手数料が支払われていない場合は、これの支払いを甲に請求することができる。

6 第2項に基づく契約解除の場合、前項に定めるほか、乙が損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

## 8 . 乙の解除権

次の各号のいずれかに該当するときは、乙は甲に書面をもって通知して本契約を解除することができる。

(1) 甲が、正当な理由なく、第4条に規定する評価業務手数料を支払い期日までに納入しない場合

(2) 甲がこの契約に違反したことにつき、乙が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき

2 前項に基づく契約解除の場合、乙は評価業務手数料が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また当該手数料が支払われていないときは、これの支払いを甲に請求することができる。

3 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙に損害が生じたときは、その賠償を甲に請求することができる。なお、本契約解除により甲に損害が生じても、乙はその損害賠償の責に任じないものとする。

## 9 . 乙の免責

乙は、評価業務を実施することにより、対象住宅が建築基準法及びエネルギーの使用の合理化に関する法律並びにこれらに基づく命令及び条例の規定に適合することを保証しない。

2 乙は、評価業務を実施することにより、対象住宅に瑕疵がないことを保証しない。

3 乙は、甲が提出した申請図書に虚偽があることその他の事由により、適切な評価業務を行うことができなかつた場合は、当該評価業務の結果に責任を負わないものとする。

## 10 . 所管行政庁等への説明

乙は、関係所管行政庁等から説明を求められた場合には、当該事案にかかる評価業務の内容、判断根拠その他の情報について、当該所管行政庁等に説明することができるものとする。

## 1 1 . 秘密保持

乙は、本契約に定める業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

2 前項の規定は、次にいずれかに該当するときは適用しない。

- (1) 公的な機関より公開を求められた場合
- (2) 既に公知であるか、または乙の過失によらず公知となった場合
- (3) 甲が秘密情報でない旨、書面等で表明した場合
- (4) 人の生命・身体または財産の保護のために必要な場合であって、緊急を要する等、本人の同意を得ることが困難である場合
- (5) その他法令等に基づき第三者に対する開示または提供が認められる場合。

3 乙は、本契約に定める業務を委託した場合、前二項に定める義務を受託者に対しても遵守させるものとする。

## 1 2 . お客さま情報の共同利用

乙が、特定の者との間で共同してお客さま情報を利用する場合には、次によるものとする。

- (1) 共同して利用する者の範囲
  - ・ 弊社グループ会社：ハウスプラス住宅保証株式会社
- (2) 共同して利用するお客さま情報の項目
  - ・ 物件概要（建築主、建物名称、面積、住所、建物用途、契約内容等）、申込者概要（会社名、住所、氏名、電話番号、FAX 番号等）、その他、当社サービス申込書に記載された項目
- (3) 共同利用の目的
  - ・ ハウスプラス住宅保証(株)のサービス等の情報をお客さまにご案内させていただくため。
  - ・ 弊社グループ全体として、お客さまに対するサービスの向上を図るため。
- (4) 共同利用に関する責任者
  - ・ ハウスプラス確認検査株式会社 情報セキュリティ事務局  
〒108-0014 東京都港区芝5丁目3番7号 徳栄ビル本館4階  
電話：03-5962-3830
- (5) 共同利用における乙の義務

乙は、ハウスプラス住宅保証(株)に対して共同して利用するお客さま情報の項目を開示・提供する場合、ハウスプラス住宅保証(株)に対しても 1 1 . 秘密保持 に定める義務を負わせるものとする。

### 13. 別途協議

本契約に定めのない事項及び本契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲乙は信義誠実の原則に則り協議の上定めるものとする。

### 附則

#### (実施期日)

この約款は、平成 24 年 9 月 3 日より施行する。